

## 第1条（約款の適用）

本約款は、日本国内仕様の新コスモス電機株式会社(以下、丙といいます)製のガス検知器・警報器をご購入されたお客様（以下、甲といいます）が、株式会社 MonotaRO（以下、乙といいます）の Web サイトを通じて対象機器の定期点検又は修理（以下、点検修理といいます）を依頼する際の条件を定めるものです。

甲が乙に点検修理をお申込みされた場合は、本約款に同意されたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 第2条（点検修理の内容）

1. 点検修理は、丙のトレーサビリティ体系図に基づき国家標準にトレースした標準器を用いた丙の所定の方法により、原則として、丙のメンテナンスセンターにおいて行うものとします。
2. 点検方法(ガス種など)につきましては、丙の所定の方法にて行うものとします。
3. 甲が、丙所定の検査成績書及びトレーサビリティ証明書、体系図等の証明（以下、総称して証明書等といいます）の交付を希望する場合、有償にてお受けしますので、申し込み時にその旨をお知らせ下さい。点検修理終了後、点検修理が完了した対象物件とともに送付させていただきます。

## 第3条（無償修理保証期間内の点検修理）

点検修理対象物件が無償修理の保証期間内の機器であったとしても、Web サイトに記載の所定の代金をお支払いいただきますので、あらかじめご了承ください。

## 第4条（点検修理対象物件の引き渡し及び費用負担）

1. 甲は、点検修理対象物件を国内の丙の指定する場所において引き渡すものとします。なお、それに要した運送費等の費用は甲の負担とします。
2. 丙は点検修理が完了した対象物件を国内の甲の指定する場所において引き渡すものとします。なお、それに要した運送費等の費用は、丙の負担とします。但し、甲の指定する引き渡し場所が沖縄県や丙が指定する離島である場合は、甲の負担とし、点検修理依頼時に一括して乙に支払うものとします。

## 第5条（点検修理のキャンセル等）

1. 定期点検パックを申し込まれた場合においては、定期点検パックでの点検修理項目以外の不具合が発見された場合、点検修理を中止のうえ速やかに甲に通知するものとします。なお、甲が当該不具合の修理を希望する場合は、新たに、Web サイトを通じて修理の申し込みを行うものとし、当該修理を希望しない場合は、定期点検パックの申し

込みをキャンセルさせていただきます。キャンセルの場合は、別途キャンセル料のお支払いをしていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 修理パックを申し込まれた場合においては、修理パックに記載の修理項目以外の修理は引き受けかねます。修理パックに記載の修理項目以外の不具合が発見された場合、点検修理を中止のうえ速やかに甲に通知し、修理不可として返却させていただきます。なお、かかる場合、別途キャンセル料のお支払いをしていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 第6条（点検修理期間）

点検修理対象物件のお預かりから点検修理完了までの期間（以下、点検期間といいます）は、原則、Webサイトに記載の通りとしますが、万一、点検期間がWebサイトに記載の期間を超える場合、丙は、甲に事前に連絡のうえ甲と協議して点検期間を延長できるものとします。なお、点検期間の延長に同意いただけない場合は、点検修理の申し込みをキャンセルさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### 第7条（点検修理完了の明示方法）

丙は、点検修理の完了について、校正完了月日、次回点検月が記載されたラベル、並びに、点検修理内容を記載した試験成績書を発行し、点検修理が完了した対象物件に貼付する方法により明示するものとします。

なお、証明書等の交付をご希望の際は、別途有償にて発行いたします。（本約款 第2条3項参照）。

#### 第8条（点検修理データの保管）

丙は点検修理結果をデータ登録し、点検修理完了日より1年間保管するものとします。

#### 第9条（交換部品の取り扱い）

点検修理の過程で取り外した部品の所有権は丙に帰属するものとし、甲にご返却できませんので、あらかじめご了承ください。

#### 第10条（不可抗力）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、その他乙丙の責に帰し得ない理由による点検修理の履行遅滞もしくは履行不能については、乙、丙は責任を負わないものとします。

#### 第11条（非保証）

点検修理が完了した対象物件について、試験成績書に記載された点検修理完了時点の結果

数値が、点検修理完了以降も保持されることについて保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

#### 第12条（責任の限定）

1. 点検修理の際に、丙の責に帰すべき事由により対象物件を滅失または毀損した場合、丙は、原則として対象物件の修理をもって対応するものとしますが、修理が不可能な場合（滅失の場合を含みます）は、丙の判断により、対象物件と同等性能の製品と交換するかまたは減価償却後の残存価値を上限としたお支払いをするものとします。
2. 乙丙が甲に対して負担する損害賠償責任は前項によるものが全てであり、それ以外は、乙丙はいかなる場合においても、その他甲に生じた間接的及び派生的損害、特別損害、逸失利益並びに第三者から甲に対してなされた損害賠償に基づく損害を含め、何らの責任も負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 第13条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上